

まぐろ類輸入業者各位

平成16年11月30日
経済産業省農水産室
水産庁遠洋課

「くろまぐろ正規蓄養場リスト対策」及び「みなみまぐろ正規許可船リスト対策」の実施について

世界のまぐろ資源の枯渇が懸念される中、我が国が参加するまぐろ類に関する多国間漁業関連条約には、その対象海洋水域・魚種毎に「ICCAT（大西洋のまぐろ類の保存のための条約）」、「IOTC（インド洋まぐろ類委員会）」、「CCSBT（みなみまぐろの保存のための条約）」等があり、それぞれの水域・魚種において、まぐろ類に関する漁獲量制限や統計証明制度等の資源保存管理措置を実施しています。

こうした中、近年、地中海を中心に拡大する蓄養くろまぐろ事業については、ICCATの行う保存管理措置を損なうものとして懸念されており、平成15年11月のICCATの年次会合にて、蓄養事業における各種データを確保するとともに、蓄養事業をICCAT保存管理措置に沿った方向に誘導していくため、管轄国が責任をもって管理することを表明した蓄養場をポジティブリストとして登録させ、これら正規の蓄養場からのくろまぐろのみを国際取引の対象とする内容の「くろまぐろ正規蓄養場リスト対策」の導入が決議されました。

また、まぐろ類に関する地域漁業管理機関において喫緊の課題となっている資源保存管理措置の効果を減殺する漁業活動を行うIUU（違法、無規制、無報告）漁船への対策として、我が国においても昨年来、ICCAT等による決議を受け、くろまぐろ、めばちまぐろ、めかじきの3魚種の冷凍のものに対して「正規許可船リスト対策」を実施してきたところですが、平成15年10月のCCSBT年次会合においても同様の対策を導入する決議が行われました。

我が国としても、これらの決議を受け、「くろまぐろ正規蓄養場リスト対策」及び「正規許可船対策」の対象魚種にみなみまぐろを追加する措置を、官報、経済産業公報及び通商弘報にて本年12月1日公示の上、同月22日から実施することとしました。

以下、当該対策施行後の輸入手続きにつきましてあらかじめご連絡させていただきますので、まぐろ類輸入業者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

対策の対象

我が国における「正規許可船リスト対策」の対象となる貨物は、冷凍のくろまぐろ、冷凍のみなみまぐろ、冷凍のめばちまぐろ、冷凍のめかじきとなります。同様に、「正規蓄養場リスト対策」の対象となる貨物は、冷凍、生鮮及び冷蔵のくろまぐろです。

その他の事前確認対象魚種及び生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ、生鮮又は冷蔵のめかじきについては、従来の申請手続から変更はありません。

冷凍のまぐろ類（事前確認）手続の流れ（別紙1参照）

1. 冷凍のくろまぐろ、冷凍のみなみまぐろ、冷凍のめばちまぐろ、冷凍のめかじき（以下「対象冷凍貨物」という。）を輸入しようとする場合は、まず、水産庁遠洋課海洋漁業資源管理班において、別紙2の手順に従い、当該貨物を漁獲した漁船が「正規許可船リスト対策」又は「正規蓄養場リスト対策」に反しないことの確認を受けて下さい。確認が終了した貨物については、水産庁より確認書を発行します。

2. 対象冷凍貨物については、経済産業省への事前確認申請の必要書類に、1. の手続において水産庁が発行した確認書を求めますので、あらかじめ水産庁において確認を受けた後に、水産庁確認書を添付の上、経済産業省へ事前確認申請を行って下さい。水産庁確認書が添付されていない事前確認申請につきましては、書類不備として受理いたしませんので、ご留意願います。

生鮮又は冷蔵のまぐろ類手続の流れ（別紙3参照）

1. 生鮮又は冷蔵のくろまぐろのうち大西洋又は地中海において蓄養された ICCAT 加盟国又は協力的非加盟国*を除く国又は地域を原産地とするもの（以下「対象生鮮貨物」という。）については、税関による通関時確認では通関できません。

* 輸入公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）第三号の25の2に掲げる国又は地域（参考参照）

対象生鮮貨物を輸入しようとする場合は、まず、水産庁遠洋課海洋漁業資源管理班において、別紙4の手順に従い、当該貨物がくろまぐろ資源の保存管理上支障のない貨物である旨の確認を受けて下さい。確認が終了した貨物については、水産庁より確認書を発行します。ただし、ICCATの保存管理措置に協力的でない国又は地域について、くろまぐろ資源の保存管理上支障がないと確認することは極めて困難である点あらかじめ御承知下さい。

2. 対象生鮮貨物については、経済産業省への承認申請の必要書類に、1. の手続において水産庁が発行した確認書を求めますので、あらかじめ水産庁において確認を受けた後に、水産庁確認書を添付の上、経済産業省へ承認申請を行って下さい。水産庁確認書が添付されていない承認申請につきましては、書類不備として受理いたしませんので、ご留意願います。
3. 対象生鮮貨物以外の貨物については、従来通り、船籍国又は蓄養国の発行する統計証明書を税関に提出することで通関が可能です。

その他留意点

1. 「くろまぐろ正規蓄養場リスト対策」及び「みなみまぐろ正規許可船リスト対策」の実施日と対象貨物の関係について
両対策の実施により水産庁による確認又は経済産業省による承認が必要となる貨物は、平成16年12月22日以降に船積みされた貨物とします。同日前に船積みされた貨物につきましては、それらを要しません。
2. 正規蓄養場リスト及び正規許可船リストについて
くろまぐろの正規蓄養場リスト及びみなみまぐろを含む正規許可船リストについては、近日中に水産庁ホームページに掲載する予定ですので、貨物を取り扱われる際に参照して下さい。アドレスについては、別紙2に記載されております。

お問い合わせ先

< 経済産業省における事前確認・承認関係 >

経済産業省貿易経済協力局 農水産室

担当：須永、井上、山本

電話：03-3501-0532

< 水産庁における確認書発行手続関係 >

水産庁遠洋課 海洋漁業資源管理班

担当：鹿田、佐藤、新美

電話：03-3502-8111（内線：7241、7244）